

「自衛隊明記」についての考え方（メモ）

岩谷 良平

ポイント1：「9条の枠内」の明確化

行動的側面

▶新設する「9条の2」によって「現行9条の規範」が全く変わらないようにする必要。

→「9条の範囲内」であることを明記



「必要最小限度」・「専守防衛」は維持される

ポイント2：自衛隊の「保持」と「任務」の明確化

組織的側面①

▶固有名詞を用いて「自衛隊」を明記するとともに、その任務を「自衛」（自国の防衛＝国及び国民の安全の確保）と位置付ける。

→「自衛のための実力組織」として「自衛隊」を保持する旨を明記



国防規定の役割も果たす

ポイント3：行政機関であることの明確化

組織的側面②

▶憲法に自衛隊を明記しても、「自衛隊」と「防衛省」との関係が変わらないようにする必要。

→「行政各部の一つ」である旨を明記



維新案の特徴的な視点

ポイント4：シビリアン・コントロールの明確化

▶自衛隊の「実力組織」という性格に鑑み、民主的統制に服せしめることを明確にする必要。

→「法律に定めるところ」（自衛隊法、事態対処法等への委任）により、

①内閣総理大臣を最高指揮監督者とする「行政府」内の統制と、

②国会承認・報告等による「立法府」の統制の両方を措置



「内閣による統制」と「国会による統制」